

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

### 香川県人事委員会規則第16号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成16年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第4条及び第5条 削除</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「条例」という。）<u>第4条第4項及び第8条</u>の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(特定任期付職員業績手当)</u></p> <p><u>第4条 条例第4条第4項の規定による特に顕著な業績を挙げたかどうかの判断は、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして行うものとする。</u></p> <p><u>第5条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）第17条に規定する期末手当の支給日に支給することができる。</u></p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。